

ストップ!迷惑勧誘運動について

－「事前拒否者に対する勧誘禁止制度」の導入を－

2014年度消費者庁の調査によれば、訪問販売等の苦情相談件数は9万2000件で、5年前の2倍になっています。苦情相談の内容は、新聞、工事・建築、ふとん類などの訪問販売、電話勧誘販売等です。

トラブル防止のために特定商取引法が2008年に改正され、「拒否者に対する再勧誘禁止(特商法3条2、法17条)が施行されていますが、トラブル防止の実効性に乏しく、特に高齢者の被害が増加しています。

1. 訪問販売・電話勧誘販売の実態

「一人暮らしをしていた認知症の母の家を片付けていたら、大量の羽根布団が積まれていた」「訪問してきた業者に次々と屋根工事などの契約をさせられた」「新聞の購読勧誘員に契約を断ったが無理やり書かされた」などがあげられています。これら被害者の多くは高齢者で、販売業者の巧妙な話術や強引な勧誘に断りきれず、不本意な契約をさせられているのが実態です。

2. 特に多い新聞の訪問販売

特に新聞の訪問販売に関する相談が増加傾向にあります。とりわけ高齢者からは、「12年先までの契約をさせられた」「解約を申し出たら解約料を請求された」などのトラブルが後を絶たない状況です。このため、国民生活センターが2013年8月22日、一般社団法人日本新聞協会に対して「高齢者の契約や長期契約、先付け契約に関して一定の基準を作成すること」などの要望書を提出しましたが、一向に改善されないままになっています。

3. 現在の状況

このような高齢者の被害を防止するため、現在、消費者委員会の特定商取引法専門調査会において、事前拒否者に対する勧誘禁止の制度強化を目的とした、特定商取引法の改正のための検討作業が始まっています。改正作業では、訪問販売や電話勧誘販売への不招請勧誘規制の導入の是非が一つの焦点になります。

不招請勧誘規制とは、消費者の同意を得ることなく行われる勧誘行為に対する規制のことです。

しかし、これに対して新聞業界は、「営業の自由の侵害である」「地域社会の連携強化や地域ネットワーク推進を害する」などとして猛反発し、2015年6月4日には、自由民主党新聞販売懇話会(参考参照)が、規制強化に反対す

るとした内容の決議文を出しています。

<参考>

自由民主党新聞販売懇話会役員

会 長	丹羽 雄哉
副会長	山本 一太
〃	柴山 昌彦
〃	藺浦健太郎
顧 問	高市 早苗
幹事長	中川 雅治
事務局長	山谷えり子
事務局次長	北村 経夫

4. 今後の取り組み

7月初め、一般社団法人全国消費者団体連絡会が「ストップ!迷惑勧誘運動」をスタートさせ、日弁連も賛同団体になったことから、退職者連合に対しては7月1日、日弁連消費者問題対策委員会委員である池本誠司弁護士から「ストップ!迷惑勧誘運動」の賛同団体になってほしいとの要請がありました。これには、菅井・野田事務局次長（当時）が対応しました。

今後の取り組みとして全国消費者団体連絡会は、第1回賛同団体会議、シンポジウムの開催、パブリックコメントへの意見提出、法案提出に向けて国会議員要請などの運動を展開して行くことにしています。

5. 退職者連合としての対応

日弁連消費者問題対策委員会からの要請にもとづき、退職者連合として賛同団体に名を連ね、運動に協力していきます。

以上